

小鯖小学校 いじめ防止基本方針

平成 30 年 4 月改訂 小鯖小学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む、いじめがある場合は適切にかつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を適切に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するためには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認めあえる風土を醸成していくことが大切である。学校は、いじめ防止に向けて、児童等が心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会ができるよう支援をする。そのために、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) わかる授業づくり・「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・意見を発表しあえる場面設定（言語活動の充実）

※平成 29 年度研究主題

温かくかかわり合いながら、みんなが分かる・できる授業づくり
～聞き合い伝え合いながら学習の楽しさを実感する～

- ・板書の工夫（めあての明示、板書の振り返り、計画的な板書）
 - ・授業評価アンケートの実施
 - ・AFPYによる授業改善の推進
- (2) 学習規律の徹底
- ・チャイムで席に
 - ・正しい姿勢
 - ・発表の仕方、聞き方
 - ・学習用具の準備
 - ・ノートの使い方
- (3) 学級集団づくり（人間関係づくり）
- ・話し合い活動
 - ・学級会活動の充実
 - ・居場所づくり、絆づくり
- (4) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
- ・豊かな体験活動の設定
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- (5) 児童会活動の充実
- ・学校行事の主体的な運営
 - ・委員会活動の充実
 - ・縦割班活動の充実
- (6) 人権学習、道徳教育の推進
- ・一人一人のよさや違いを認めあえる学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解
- (7) 保護者連携の推進
- ・学校評価アンケートに「いじめ問題への取組」の項目を設け評価を受け、いじめ対策委員会へ報告する
- (8) いじめの解消
- ・いじめの解消との判断は、本人及び保護者の確認を持って行う。解消には、少なくとも3か月の期間を必要とする。

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、表面的にはからかいや県下と見られる場合でも、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果などの分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 朝・帰りの会や授業中などの観察
- ・出席をとるときの声、表情
 - ・健康観察、保健室等での様子

・休み時間や学習活動時の言動・表現

(2) 個人面談の実施

(3) 週1回の生活アンケートの実施（毎週木曜日実施） →相談があったときには速やかに対応：関係機関との連携

※記録の保管について アンケート用紙全数保管 H27.3.19～

・特記事項なしの用紙→卒業まで全数保管（文書保管庫）

・児童からの訴え（記述）ありの用紙→対応後も全数保管 中学校卒業時（小学校卒業後3年間）まで全数保管（文書保管庫）

(4) いじめ対策委員会

児童理解の会も兼ね、いじめ未然防止の観点から年3回実施する。全教職員で児童の状況を把握し、共有することで、教育相談体制の全校的な充実を図る。

(5) 児童によるいじめ撲滅標語作成

(6) いじめ防止・根絶強調月間（10月） } 全校集会（11月人権参観日）で、いじめ防止への決意表明

(7) 児童とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動等を観察する

(8) 不登校早期対応カードを利用し、情報の共有化を図る

(9) 大内・小鯖地域教育ネット【『あたりまえ10箇条』⑧いじめは絶対許しません】を意識づける

6 発見したいじめへの組織的対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童への指導、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、山口市教育委員会と連携を図り、山口警察署と相談して対応する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(1) いじめ問題の対処の流れ・・・次項「いじめに対する措置」参照

(2) いじめ対応の留意点

① いじめを発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。

② 校長はいじめの報告を受けた場合、山口市教育委員会に「いじめ速報カード」・「いじめ続報カード」を送付するとともに、いじめ対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。

③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。

④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。

⑤ 校長は、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるようにするために、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、必要な措置を取る。

- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めたときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

【いじめに対する措置】

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ①第一通報者から事実確認
通報者の思いの共感的理解と事実確認
- ②報告・連絡・相談+記録
- ③「いじめ対策委員会」の開催 → **教育委員会に報告**
情報集約、情報の共有
児童・保護者への対応（被害児童・加害児童・傍観者等）
状況に応じて、関係機関等と連携を図る
- ④当事者・周囲からの聴取（調査）
被害児童、加害児童、及び周囲の児童から聴取
- ⑤職員会議の開催（必要に応じて）
全教職員への周知と共通理解
今後の対応策の検討と役割分担
- ⑥児童、保護者への対応
被害児童への指導・支援
共感的理解、S C等による心のケア
家庭訪問
緊急避難（相談室、欠席）
加害児童への指導・支援
謝罪について
S C等による心のケア

7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

〈校内構成員〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、担任、
スクールカウンセラー、その他関係職員

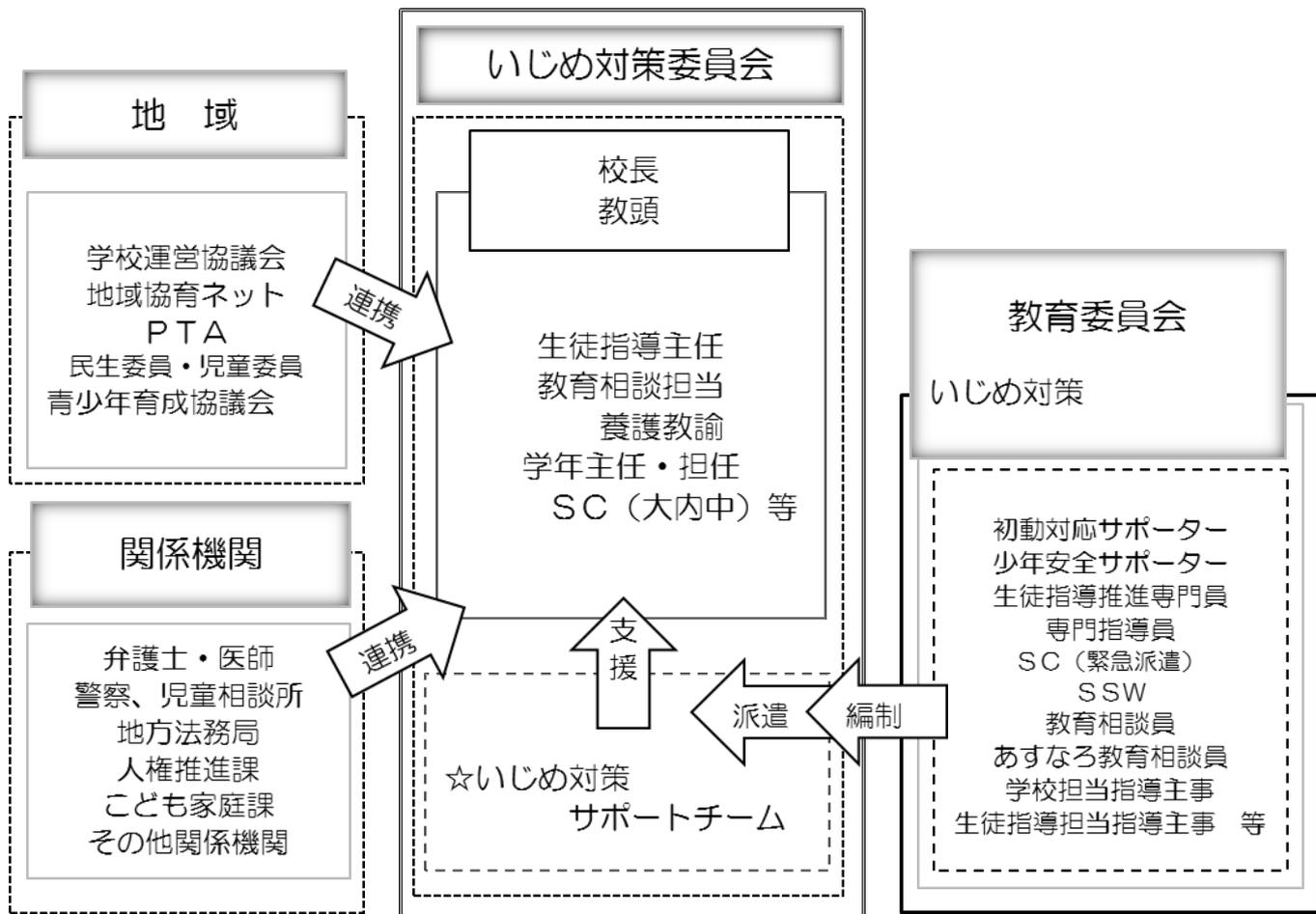
〈校外構成員〉 いじめ対策サポートチーム ※必要に応じて教育委員会から派遣
 関係機関の専門家等

(いじめ対策アシストチーム構成員・・・チーフアドバイザー、生徒指導専門推進員、専門指導員、SC (緊急派遣)、SSW、教育相談員、少年安全サポーター、あすなろ教育相談員、学校担当指導主事、生徒指導担当指導主事)

※「いじめ対策組織」(いじめ対策委員会)

教育委員会と連携を図りながら、「いじめ対策サポートチーム」や関係機関の専門家の助言を得ながら、学校の実情に応じて機動的に運用する。

小鯖小学校いじめ対策組織 (いじめ対策委員会)



- いじめ発覚時の対応**
 ※対応の詳細は別紙『いじめ発覚時の対応』及び『重大事態発生時の対応』
- ①第一通報者(本人、保護者、周囲の友人等)から事実確認
 - ↓
 - ②報告・連絡・相談+記録 →→→○教育委員会に報告(電話で)
 ○『いじめ事案速報カード』にて報告
 以後、連携を密に対応する
 - ↓
 - ③いじめ対策委員会
 - ↓ ↑
 - ④当事者・周囲からの聴取(調査)
 - ↓
 - ⑤職員会議(必要に応じて)
 - ↓
 - ⑥児童・生徒、保護者への対応

8 平成30年4月改訂による追加内容。

①いじめの解消には3ヶ月以上を必要とする。

②「いじり」という行為も含めて、いじめの対応を行う。

③学校評価アンケートの中に「いじめ問題への取り組み」に関わることを入れる。